

蘭越町議会事務局和田慎一との通話記録

通話日：2025 (R7) 年 3 月 3 日

[請求人]

本来やるべきではない契約を行った。

[和田]

本来やるべきでない、その契約によって、町にどういう損害が出たんですか？

[請求人]

もう 1 回繰り返します。北側のブロックは、本来、公園として使えるべきものが、あの建物が存在することによって、建物使用者の専用庭であるかのように認識されて、事実上、公園機能を失ってる。そこに、もし建物がなかった、もしくは、町の建物であれば、町の振興のために、何かもっと広域性の高いものができるにも関わらず、それができない。実際やられてるのは、オーナーの、不動産賃貸業だけだよ、賃貸業。町から安い地代で、年間で 5 万円ばかりの地代を払って、月あたり 20 万も、儲けるような、不動産賃貸業やってるよ。それが、町への損害です。どうぞ。

[和田]

それが損害になるんですか？

[請求人]

なりますよ。本来、町の公益に使えるものを、公益にならないものに使わせてしまったら、当然、それは財務上の・・・

[和田]

はい。

[請求人]

ちょっと待って。不当に公金の賦課もしくは徴収もしくは財産の管理を怠る事実。この中でいけば、財産管理を怠る事実になりますよ。なんでならないんですか？

[和田]

どんな・・・金額的に・・・損害が出てるんですか・・・

[請求人]

ちょっと待って。あなた言ってることが、財産の管理を怠る事実、財産の管理って、不動産の売買とか賃貸とか。つまり、利用形態を采配することだって、財産の管理を怠る事実になるんじゃないですか？あなた勘違いしてませんか？

[和田]

いや、勘違いしてませんよ。

[請求人]

例えば、こんなところに貸していけないのに、町の建物を貸しちゃったと言えば、それは財産の管理を怠る行為になるんじゃないですか？

[和田]

ですから・・・

[請求人]

ちょっと待って、聞いてるんです。聞いてることに一つ一つ答えないと、コミュニケーションにならないよ。あなた方は処分してしまった訳だから。

[和田]

(不明)

[請求人]

喋ってる。相手が喋ってるときには、区切りまで待って。あなたが言い張るからね、あなたの言葉に乗かって、条文通り、ここに「財産の管理を怠る事実があると認めるときは」と書いてあるでしょ？

僕が言ってるのは「財産の管理を怠ること」に繋がるんじゃないんですか。

[和田]

その財産の管理を怠るっていうことが、どのような違法行為なのか・・・

[請求人]

いやちょっと待って、あなた言葉をまたすり替えてるよ。言葉をすり替えてる。

[和田]

すり替えてませんよ。それは野村さんの主張だけでしょ？

[請求人]

呆れる。呆れるにも限度がある。あなたが、まず、この条文を盾にして、「条文に合致しない」と言い張ったでしょう？「条文に合わない」と。本来ね、5分もたたない記録に残ってるよ。あなたが、242条の条文をあげて、住民監査請求の対象となるのは、その条文を読み上げて「これだけなんだ」と、あなたが主張するから、それに乗かって、条文を読み上げて、その中に、若しくは、あるいは、若しくは、もしくはの後に、「財産の管理を怠る事実」と、これに該当するんじゃないんですか？と、あなたの論理に乗かって、僕は質問してるんですよ。自分で持ち出したことには、最後まで自分の論理で答えなよ。

[和田]

該当しないっていうふうに、監査委員、判断したんじゃないですか？

[請求人]

違う。僕、あなたの言葉を聞いてるんです。あなたが今自分の言葉として・・・

[和田]

監査委員さんの判断でしょ？何をおっしゃってんですか（笑）

[請求人]

あなたは監査委員の操り人形なんですか？いま自分の意思で発言してるでしょう？あなたの言葉が、この電話の中で、話してる言葉は、あなたの解釈、あなたの、理性に基づいて・・・

[和田]

どうでもいいんですよ。監査委員さんの判断が全てですから。

[請求人]

また始まったよ。あのね・・・

[和田]

最終的な判断は監査委員さんが下しますのです。それで、却下っていう判断になりま

したので、それに対して不服があるのであれば、どうぞ住民訴訟おこしてください。

[請求人]

あからさまな責任転嫁だよ。もう一つ聞きます。あなたが、まともに答えようとしないから。あなたが、道の担当者に、あなたから聞いているのは、道の二つの機関に確認したと。一つは北海道監査委員事務局、それからもう一つは北海道監査員協議会、この二つに確認したと。誰に確認したんですか？

[和田]

名前までは、お答えすることはできませんので。

[請求人]

なんで？

[和田]

ご自身で確認されたらどうですか？

[請求人]

なんで、そんなことも答えられないんですか？これ言ってるのは、農業を生業（なりわい）としてきた監査委員が、自分で理解して、調べてやれることじゃないんです。だから、当然、どちらかというと、あなたの調整、あなたは監査委員に責任転嫁してるけど、どっちかと言うと、あなたの采配の方が、遥かに大きいと思って、僕は聞いてるんです。ただ単に監査委員を盾にして、責任転嫁をしてるだけで。憶測ですよ。

でも、そういうことを指摘する声は、いっぱいあるから。出したでしょ？意見書の中に、文献を添えて。どこにおいても、事実上、事務局と言いながら、人事権を握られて、自治体の職員がやってると。それによって、公平性が担保できるのかと。言いましたよね？

とうてい疑わしいよ、あなたが言ってることが。ただ単に責任転嫁に見えるよ。でも、もう結構です。そこまで拒絶するんだったら、自分で調べます。

[和田]

はい、そうしてください。

[請求人]

あなたは、何一つまともに答えようとしないよ。せせら笑って、あしらおうとしているよ。

[和田]

監査請求については監査委員さんの判断が出ましたので、どうぞ住民訴訟を起こしてください。裁判所の方とちょっとご相談なさってください。